



地 域 研 だ よ り

地域

2012年2月20日
通巻6号

「新しい公共」と 「復興まちづくり会社」

福 迫 昌 之

「新しい公共」とは、戦後一貫して行政すなわち「官」が担ってきた「公共」を、地域に関わるあらゆるステークホルダー（利害関係者）が参画して社会を支える「協働の場」であり、そうした仕組みに変えていく考え方である。

これは戦後日本のあらゆる分野、日本人および日本社会の大転換であり、小手先で実行できるものではない。すなわち根本的に「考え方」を変え、その「考え方」に基づく「場」を日本各地に、あるいは日本社会をその「場」として構築しなければならない。

しかし、哲学論争超えて、これを実現するためには政府が政策として推進する必要があることも現実である。無論政策になると、ある程度思想や理想を縮減あるいは変質させることは宿命であるが、「新しい公共」は深遠かつ曖昧な概念であるため、その乖離は大きくなりがちである。ただ東日本大震災は、「新しい公共」を単なる政治的スローガンではなく、その実現を喫緊の政策課題にした。

平成22年から開始された「新しい公共支援事業」は、大震災を受けて、震災対応事業の「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」として実施されている。その事業は「NPO等、行政、関係者により行う継続的な活動」であり、「地域における課題解決を図ることを目的として、適切に事業を企画する」地域活性化、震災対応などの取組である。この事業主体としては、

目 次

- 「新しい公共」と「復興まちづくり会社」 福迫 昌之 1~2
- 震災後、いわき市の人口動向 山田 紀浩 2~3
- はじめまして、いわきです。
～福島県いわき市復興物産展in大津～ 4
- 滋賀県大津市でのいわき市復興物産展について 経済情報学部3年 和田 美希 5
- 「災害時要援護者の地域支援」
～いわき市における大震災への対応と課題～ 今野 久寿 5~7
- 平成23年度
地域経済・福祉研究所 活動報告 8

広義の「NPO等」が想定されているが、とくに震災対応、そして復興を「継続的な活動」として行うための継続的な主体として「復興まちづくり会社」という概念が提起されている。

「復興まちづくり会社」は、まちの再生を被災地主導で行うための手法であり、これまで全国各地で立ち上っててきた「まちづくり会社」の「復興」版である。このスキームについては、首長が社長を担うなどのアイディアが提起されているが、地域によって事情が異なるなど不確定要素が大きく、必ずしも会社組織が効果的であるとは限らない。しかし、復興時だからこそこうした考え方は有効であると同時に極めて重要である。

先ず平常時と比較して、いま地域経済は疲弊どころか壊滅的ですらある。地域復興のためには地域経済の回復が必然であるが、それはジリ貧の地域経済を立て直すというレベルではない。強力かつ継続的に地域経済の復興を牽引していく主体が必要となる。ただ、地域復興を地域主導で行うことは当然であるとしても、地域が疲弊している現在、それを牽引する主体は地域のあらゆるセクターの力を結集しなければならない。

一方で現在、震災復興の大義名分のもとに様々な外部の力が地域に入り込んできている。これは、疲弊した地域にとって天の助けでもあり、地域復興のために不可欠な要素である。しかしながら、無論他力本願のみで持続的な地域復興は有り得ない。外部の力が効果的に発揮されるために、受け皿としても地域の主体的な体制が不可欠であることを、今回我々は支援物資や震災ボランティアの受け入れなどの経験で痛感している。

震災から1年、原発事故の影響でようやく復興の緒に就いた福島県、いわき市にも国、企業、NPO、市

民など様々なレベルの外部の力が注がれている。それは地域が被った被害を埋めるには程遠いが、だからこそその力を無駄するわけにはいかないし、最大限効果を発揮できなければ地域は沈む。

いわき市にも現在、洋上風力発電計画や、国内最大手流通グループのショッピングモール建設計画などが浮上している。いずれも震災復興の希望の星として大きな期待が寄せられている。しかし、それが地域復興に結びつくためには、それらが部外者でなく、まさに地域のステークホルダーとなり、他の様々な地域の主体と連携して「新しい公共」を創っていかなければならないし、そのためのシステムが必要となる。そしてその中心となり、主導する地元の主体を早急に形成しなければならないだろう。

震災後、 いわき市の人団動向

山田 紀浩

○はじめに

2011年3月11日金曜日14時46分、未曾有の大震災が東日本を襲った。これは、千年に一度の大地震と大津波による大震災といわれるが、福島県浜通り地方では放射能被害が加わったために、これまで人類が経験したことがない歴史上初の地震、津波、放射能という3重苦による大災害になってしまった。東日本大震災の発生時、そしてその数日後の福島第一原発での相次ぐ水素爆発は、いわき市を含む浜通り地域に大混乱を巻き起こした。ライフラインはストップし、人影や車は街から消え、傷付いた街路を自衛隊や他県の警察車両が往来する、まさに戦時中のような光景が続いた。

本稿では、震災後10ヶ月の混乱期に起こったいわき市の人口動向を、いわき市経営行政課およびいわき

表1. 震災後のいわき市の人団動向

年月日	世帯数	人口総数	社会増減	自然増減	前月差
2011. 2. 1	128,775	341,705	+47	-189	-142
2011. 3. 1	128,754	341,402	-151	-152	-303
2011. 4. 1	128,247	339,277	-1,600	-525	-2,125
2011. 5. 1	127,812	337,201	-1,922	-155	-2,076
2011. 6. 1	127,504	336,062	-964	-175	-1,139
2011. 7. 1	127,471	335,560	-402	-100	-502
2011. 8. 1	127,305	334,952	-469	-139	-608
2011. 9. 1	127,277	334,555	-185	-112	-397
2011. 10. 1	127,199	334,170	-309	-76	-385
2011. 11. 1	127,160	333,846	-223	-101	-324
2011. 12. 1	127,154	333,536	-142	-168	-310
2012. 1. 1	127,129	333,246	-114	-176	-290

*いわき市行政経営部の資料を基に作成。

市災害対策本部、そして福島県災害対策本部の資料を基に検討することにする。なお、いわき市災害対策本部が平成24年2月1日に公式発表した数によれば、いわき市市外に避難しているいわき市民数は7,464人であり、いわき市内への避難者数21,942人である。単純計算では約15,000人の人口がいわきでは増加したということになる。しかし本稿ではその内実をより掘り下げて、実質的な生活者の人口増加数への接近を試みるものである。

○平成23年度いわき市の人団動向

東日本大震災から1年が過ぎようとしている現在、いわき市も平穏を取り戻してきており、放射能問題を含んだこの大災害による1年間の市民の混乱ぶりは、表1に示したいわき市の人団動向からも読み取れる。

いわき市の人団数は、大震災前からも全体総数が緩やかに右肩下がりする減少傾向にあったが、それは少子高齢化が進む我が国の社会現象の中で、出産数・死亡数で算出する自然減が進むことが主原因であり、転入・転出で算出する社会増減では月毎にプラス、マイナスを繰り返していた。しかし震災後の今年度は、その構図が大きく崩壊した。

震災後、いわき市の4月の自然減数は525人であり、他の月よりも突出して多いのは、地震・津波による犠牲が含まれているためであることは容易に推測できる。また、社会減も4月1,600人、5月1,922人、6月964人と震災後の3ヶ月で4,486人減少した。その後、7月には402人、8月469人とこれまでの社会減数より遥かに多い人口減少が続き、震災前には月ごとにプラス、マイナスを繰り返して社会増減が、一度もプラスに転じることはなくこれまで来ている。結局震災後の平成23年4月1日から平成24年1月1日までの10ヶ月間でのいわき市における人口の社会減数は6,330人に上り、自然減数の1,727人と合わせると、8,057人いわき

市の人口が減少したことがわかる。また世帯数も10ヶ月で1,118世帯減少したが、この数は、死亡による自然減も含まれており、今後いわきに大凡戻ることはない数と思われる。反面、いわき市災害対策本部が全国避難者システムの登録者数から、いわきに戻った人数を引いた実数を公表しているが、その世帯数は3,438世帯であり、人数は7,464人である。この市外に避難している数は、今後いわきに戻る確立が高いと思われる。しかし今後いわきに戻る戻らないに関わらず、震災後いわきから転出した実質的な数は、世帯数で4,556世帯、人数は15,521人になる。

ただし、表1は、いわき市行政経営部の資料を基に作成したものであり、その基資料も住民基本台帳によるものである。大震災による混乱期ということを鑑みれば、役所への登録を怠っている住民や、避難者リストに登録せずに自主避難をし、いわき市に戻るか戻るまいか様子を見をしている住民がいることも推測され、実質的ないわき市民の人口減少数は多少上下するであろう。

○いわき市の仮設・借り上げ住宅入居者数

ところで、10ヶ月で15,000人以上の人口減少が起ったにも関わらず、現在のいわきは震災前よりも人や車が増えていることを生活の中で感じる。出、退勤時間の車量数や金曜日夜のいわき駅前駐車場の混雑ぶりと人出は、震災バブルと言わんばかりの賑わいである。いわき市災害対策本部によれば、震災後、いわき市への避難者数は21,942人（相双郡8町村21,098人、南相馬市799人、田村市27人、川俣市2人、飯館村16人）であり、実質的にはいわき市は約7,000人増加していることになる。そこで、その内実をより掘り下げるため、いわき市の避難住民のための仮設住宅および借り上げ住宅への入居数から、いわき市の実質的な人口増加について検討することにする。

現在いわき市内には、仮設住宅が2,879棟と借り上げ住宅が2,936棟（民間借り上げ2,371、雇用促進559、教員住宅16）ある。表2は、いわき市の仮設・借り上げ住宅入居への入居者数であるが、いわき市民での自擢災住民と、相双地区からいわき市への避難住民のための仮設住宅と借り上げ住宅への入居者数を示したものである。

東日本大震災では、もちろんいわき市でも壊滅的な被害があった。地震・津波による全壊住宅が、約7,600棟発生し、市内外に避難をやむなくされた市民も多い。いわき市民の自擢災住民のための仮設住宅に入居した住民は461人、そして借り上げ住宅に入居した住民1,634人である。さらに自ら民間賃貸住宅に入

居した住民4,742人の計6,837人の被災者がいわき市内に留まっている。ただしこの数は、被災したいわき市民が市内の仮設・借り上げ住宅に入居したものであり、現在のいわき市の人口増加とは関係がない。

また、相双地区からのいわき市への避難住民の仮設住宅への入居者数は、大熊町が913人、富岡町652人、楢葉町2,356人、広野町1,755人、川内村87人、双葉町342人の計6,105人である。いわき市への避難者数21,942人の約28%の住民が仮設・借り上げ住宅に入居しているが、約7割の大半の避難住民は、自らが市内の民間賃貸住宅と賃貸借契約をし、後に県との契約に切り替え、県の借り上げ住宅とする特例措置に該当する借り上げ住宅に入居していると考えられる。

○おわりに

いわき市、福島県の資料から、これまでいわき市の人口増加は約7,000人と見積もってきたが、ここには福島第一原発での復旧作業員の数は含まれていない。（株）東京電力本社に確認したところ、現在第一原発では約3,500～3,600人毎日働いているという。作業員の宿舎については、委託業者に任せていて詳細は分からぬが、近隣の市町村のことである。Jビレッジは300人程度収容できる宿舎があるという。つまり、殆どがいわきに居住していると考えられる。そして、原発での復旧作業は当分終息しないことを考えると、この人数も当分減ることはない。

以上を踏まえ本稿では、震災後いわき市の実質的な生活者数は、震災前に比べ約10,000人増加したと試算する。

ところで、相双地区の特例措置に該当する借り上げ住宅に入居している避難住民は、県内に32,438人いるが、その内、約半分にあたる15,837人はいわきに居住している。これは震災当初自らいわきの民間賃貸業者と契約をした住民の数である。そして今後、原発終焉が長引き、実家に戻れずとも浜通りに住んでいたいという気持ちの住民が多いことは、容易に察しがつく。

福島県浜通り地方は震災まして原発からの復興の要になる地方である。そしてその浜通り地方の中心は、いわきである。震災後1年が過ぎようとしているが、まだ続く人口流動を注視し、いわきに暮らす生活者とともに、復興に繋がる政策を導き出していく必要があろう。

表2. いわき市の仮設・借り上げ住宅入居者数

		仮 設 住 宅		借 り 上 げ 住 宅	
市 町 村 别 内 訳		住 宅 数	入 居 戸 数	入 居 人 数	入 居 戸 数
自擢災住民	いわき市	189	174	461	655
避 難 住 民	大 熊 町	407	398	913	—
	富 岡 町	282	281	652	—
	浪 江 町	—	—	—	0
	楢 葉 町	984	942	2,356	0
	広 野 町	708	683	1,755	8
	川 内 村	50	47	87	—
	双 葉 町	259	183	342	—
計		2,879	2,708	6,568	663
					1,655

*福島県災害対策本部（土木部）の資料を基に作成。

はじめまして、いわきです。 ～福島県いわき市復興物産展 in大津

未曾有の災害をもたらした東日本大震災からの復興のため、我々いわき市民及びいわき市は、一層の復興事業に勤しまなければならない。そうした中、地域経済・福祉研究所が平成23年度いわき市の助成事業としての「大学と地域を連携したまちづくり推進事業」を、滋賀県大津市で実施し、いわき市復興物産展を行った。これはいわき市物産品および観光商品の高度化と体制整備による風評被害克服・地域活性化のための調査・実証実験事業であったが、本事業の企画運営には、本学経済情報学部のまちづくり演習生7名と龍谷大学社会学部の築地達郎ゼミ生6名の計13名の学生を中心として携わった。

○福島県いわき市復興物産展in大津について

正式名称は、「はじめまして、いわきです。～福島県いわき市復興物産展in大津～『がんばっぺいわき』」である。本事業のプロジェクトチーム（いわき物産復興プロジェクトチーム）は平成23年7月に発足したが、東日本国際大学、龍谷大学、いわき市、いわき商工会議所で構成され、代表は本研究所長の福迫昌之である。

復興物産展は、11月19日（土）、20日（日）の二日間、滋賀県大津市の大型商業施設である「フォレオ大津一里山」1階のノースコートで開催された。いわきの出展事業者は、いわきあられ本舗味覚堂、（株）おのざき、（有）しんごSUN、とうふ屋大楽、（有）とまとランド、（有）長久保食品の6社であった。またいわき市観光物産課では、いわき梨「新高」とうにの貝焼きを販売した。そして協力として、常磐興産株式会社から「がんばっぺフラガール」関連映像とスパリゾートハワイアンズのグッズが出品され、イベント場の華やかさの演出に貢献した。



○復興物産展に向けての準備

復興物産展に向けて実質的な作業に取り掛かったのは、8月には龍谷大学の学生がいわき市を訪れ、本学学生と共に、いわきの市場調査や地元物産の製造所を見学とヒヤリングをしてからである。訪問する先々での業者に対する風評被害の実態を目の当たりにし、11月の物産展に向けた具体的な行動に入った。13名の学生たちは、対面に議論できる時間を惜しみ、いわきと滋賀に離れるまでにできるだけの時間を割いてディスカッションを重ねた。実質的には2日間の議論時間であったが、学生たちは4つの担当班を決め、離れ離れになった後も、メーリングリストを通しての意見交換や互いの進行状況を確認し準備にあたることにした。

3ヶ月の準備期間に本学の学生たちも、風評被害の根源であるいわきでの放射能に対する説目、地元企業の商品説明のチラシ作り、いわきの津波被害からの復興の象徴であるアクアマリンふくしまの取り組み、そして復興物産展の広報紙作成の準備に取り掛かった。また、風評被害を克服した地元商品の販売ルート拡大のための、復興まちづくりアンケートを、10月1、2日に開催された“いわき復興祭”で実施した。いわきの物産購入者の生の意見を聞き、物産販売のための貴重な資料とした。

○復興物産展にて

いわきの復興物産展を関西地方で実施するのは、この事業が初めてであった。メディアの関心も高く、NHKや滋賀の新聞社が数社、本事業を取り上げてくれた。そして多くの大津市民が関心を持ち足を運び、滋賀県在住の福島県民やいわき出身者たちも応援に来たりした。ただ、いわきが何処にあるかも知らず、復興ではなく、普通の物産展と思っている市民も見受けられた。

なお、復興物産展の準備で最も警戒した放射能問題に関しては、消費者の拒否感がほとんど皆無であり、肩すかしに会った感覚であった。放射能問題は地元での内なる問題がより深淵な印象である。

復興物産展の運営は、学生たちの事前準備と役割分担が明確であったため、良好の評価ができる。また教育的側面でも、時間や距離が制限される中、両大学の学生が一つの事業を成功させるため取り組み、大きく成長したといえる。物産展終了後。学生たちからは、一生懐めることができない思い出になったとの感想が挙がった。

復興物産展の学生の感想を1つ紹介する。

（文責：山田紀浩）

滋賀県大津市でのいわき市復興物産展について

経済情報学部3年 和田 美 希

○復興物産展の目的について

3.11の大震災によっていわきの水産業・農産業が衰退したと共に、福島県第一原子力発電所の事故による放射能汚染、それによる「風評被害」が大きな壁となり現在も、いわき市復興への課題となっています。

そんな中、滋賀県大津市で物産展を行うことにより、いわきの物産を通していわきの風評被害を払拭すると共にいわき市の食の安心・安全を伝え、また被災地への支援の輪を広げるための大きなチャンスにすることを目的とし取り組んできました。

○地域と大学、そして他大学との連携

今回のプロジェクトは地域と大学との連携を始めとし、また新たに同じ目的とし活動している大学との3つの視野からのプロジェクトにより、本学だけの考え方だけではなく地域との意見交換を行うことで、地域からの視野や関わりが深くなり地域の協力を得てプロジェクトの完成度が増しました。

また、今回の物産展を行った滋賀県大津市にある龍谷大学との大学間連携により、被災地での考え、そして関西から見た被災地など本学だけにはない新たな視野が広がり、たくさんの交流を得て、自分自身の大きな刺激になりプロジェクトを通して成長できた部分がありました。

○はじめまして、いわきです。

～福島県いわき市復興物産展in大津～

物産展を行うにあたって龍谷大学と連携し各ブースの担当を決め、約3ヵ月間準備をしてきました。その中で、私は物産展を行う前提のいわき市の課題でもある「風評被害」そして、消費者が過敏となっている放射能についての説明するブースの担当を、龍谷大学2名・東日本国際大学2名の計4名で作成することになりました。ブースを作成するにあたって自分自身「放射能」に関しての知識がないこと、そして龍谷大学生にとっては私たちより誤った情報や、確実な情報を知らないため、ブースの要を私たち東日本国際大学が主に作成することになり、放射能についての知識を集めるとともに、いわき市自体の放射線量を調べるのに時間がかかってしまい、計画的な作成ができなかったのが反省として残っています。

○復興物産展1日目

物産展1日目の反省は、物産展を行うのが初めてなので全てが手探り状態で、上手く商品を販売できなかつたことと、消費者への商品説明が不十分だったことが

反省としてあげられます。

しかし、良かった点として滋賀県大津市の方々は放射線に対して過敏になっていないこと。いわき市物産展に少なからず興味を持って頂いたことが、物産展初日の良かった点ではないかと思います。

○復興物産展2日目

1日目の反省を生かし、商品展示のレイアウトの変更など物産展ブースにあったレイアウトができ、初日より商品がまとまった物産展になったのではないかと思います。

その結果もあり、日曜日だったので親子連れの方が物産展に興味を持って頂いたこと、見やすいレイアウトによって商品を手にとり販売意欲が増したこと、反省を生かし商品説明や時間帯によっての商品販売など、計画的な販売が出来たのではないかと思います。

また、積極的にお客様に試食を勧めたり、興味を持ったお客様に商品説明をするなどいわきの物産がアピールできたのではないかと思います。

○最後に…

今回、大津市でのいわき市復興物産展を行ったことにより、自分にとって新しい経験ができたこと。そして、物産展においてはいかにお客様に商品の安心・安全性を伝えるという難しさを身をもって体験し、また商品を販売するというマーケティング能力を少しですが身につける事ができ、大学生活で1番大きな刺激になりました。

また、龍谷大学との大学間連携により新しい視野からの考え方、そして人とのコミュニケーション能力が養われたプロジェクトだったなと感じています。

今回繋がった人の関わりを大切にし、今後もまちづくりに積極的に参加すると共に滋賀県での物産展を生かし、いわき市でも大学生による物産展を行ってみたいなと感じました。

龍谷大学生とも今後また物産展を行える機会を作っていくたいなと思います。

「災害時要援護者の地域支援」 －いわき市における大震災への対応と課題－

今野 久寿

1 はじめに

平成23年3月11日（金）に発生した東日本大震災では全国で死者15,844人、行方不明者3,393人、福島県内では死者1,605人、行方不明者217人（平成24年1月17日現在）、いわき市内では死者310人、行方不明者37人（平成23年12月27日現在）と我が国において

て、戦後最大規模の被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所では、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射能物質が放出された。

被害者の多くが、高齢者、障害者等の「災害時要援護者」と呼ばれる人の被害が目立っている。これは短時間に津波が押し寄せたため、津波や避難に関する情報伝達、避難支援の遅れや高齢等で迅速に避難行動がとれなかったなどにより犠牲が多くなったものと思われる。

いわき市では地域防災計画の策定や要援護者支援事業等を整備し災害に備えていたが、大震災では十分に機能しなかった。震災後のいわき市の災害時要援護者を中心とした対応を検証しながら課題を探ってみる。

2 災害時要援護者とは

国のガイドラインによると災害時要援護者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

要援護者は新しい環境への適用能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要な時に必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能である。」とされている。

いわき市では、対象者を次の通りとしている。

- (1)65歳以上で介護保険法における要介護3・4・5認定者、一人暮らし高齢者（家族の就業等により日中一人暮らしとなる者を含む）、高齢者のみの世帯
- (2)身体障害者手帳1、2級の交付を受けている者
- (3)重度の難病患者（特定疾患医療受給者）

3 震災の概要、被害状況等

発生日時 平成23年3月11日（金）14時46分

震 源 三陸沖 マグニチュード 9.0（国内観測史上最大）

震度 6弱

被害状況等（平成23年12月27日現在）

死者 310人（中央署管内267名、東署管内31名、南署管内12名）

死者の内訳

男性122名 女性174名 性別不明1名
その内、65歳以上の高齢者 男性73名 女性119名 6歳未満の乳幼児9名で全体の64.8パーセントを占めている。

行方不明 38人

（中央署管内30名、東署管内4名、南署管内4名）
住家被害 全壊7,611棟、大規模半壊6,821棟、半壊

22,727棟、一部損壊42,046棟

ライフラインの状況

水道 3月11日 市内全域の水道施設が壊滅的状況になり断水

3月24日 復旧率50%

3月30日 復旧率70%

4月11日 復旧率97%

4月11日の震度6弱の余震により再び広域で断水

4月28日 復旧率99%

9月15日 市内ほぼ全域が復旧
(未復旧約370戸)

電気 4月3日 100%復旧

ガス 4月3日 いわきガス、東部ガス 100%復旧

4月12日 常磐都市ガス 100%復旧

4月15日 常磐共同ガス 100%復旧

3 いわき市の災害対応

(1)避難所の開設

震災直後から避難所を開設。災害時に被災者が生活する拠点となる二次避難所を学校体育館、公民館等の屋内施設283箇所を指定していたが、緊急に避難する必要性から指定されていないお寺、集会所、高齢者施設、法人団体施設等も避難所とする。

震災直後の3月12日午前10時現在で、市外からの避難者も含め127避難所に19,813名が避難していたが、8月20日をもって全ての避難所が閉鎖となる。

(2)安定ヨウ素剤の配布（市独自の判断）

放射能漏れによって、大気に出た放射能ヨウ素が体内に入り甲状腺に蓄積し、放射線を出し続けると甲状腺癌の発症率が高くなる。これを防ぐために指示があった時に安定ヨウ素剤を服用する。（放射能ヨウ素を排出する）

3月18日から配布

配布場所 本庁、各支所、避難所、保健所

丸剤と3歳未満の乳幼児はシロップ

配布対象者

国基準により40歳以下の者

40歳以上であって妊娠している者

市内約15万人に配布する。

配布した安定ヨウ素剤が平成23年12月で有効期限を迎える、未だ原発事故が収束していない状況にあるため、対象となる全ての市民に12月から順次郵送（簡易書留）を行う。配布対象者 約138,000人 全ての対象者に丸剤で更新配布

(3)食料品の配布

スーパー、コンビニが閉店、物流も風評によりストップしたため、3月21日からパックごはん、飲料水な

どを配布する。ごはん類、カップ麺いずれか1個、水一人1本

配布対象者 避難所以外で生活中の者

配 布 場 所 公民館等24箇所

配 布 時 間 午後4時～午後6時

3月28日で終了

(3/21、3/22、3/23、3/25、3/26、3/28の計6回)

(4)ペットボトルの飲料水の配布

厚生労働省が3月21日に採取した水道水に1キログラム当たり103ベクレルの放射性ヨウ素が含まれていたことを明らかにした。(国が定める乳児の摂取制限値は100ベクレル) 厚生労働省から粉ミルクに溶かすなどして乳児に飲ませないよう要請があり、市内の乳児2,473名にペットボトルの飲料水を3月24日から配布する。

配布場所 中央公民館(平地区)、各支所

(5)要援護者等への食糧等の配布

避難所に避難できず近隣や親族の支援を受けられなかった要援護者に対して、民生委員、区長、ボランティアの協力を得て公民館を拠点として食糧等を配布する。3月29日から5月10日まで実施する。

4 要援護者対策事業

いわき市では次の2事業を実施していたが、いずれもほとんど機能しなかった

①災害時要援護者登録制度

災害時やそのおそれがある場合に家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする方(災害時要援護者)が、災害時における支援を地域の中で受けられるようになる。避難支援者2名と共に「災害時要援護者台帳」に登録する。

平成23年3月11日現在 登録人数 2,995人

沿岸部における登録者261名中12名が死亡

大震災で避難支援者や民生委員等が多数被災し、原発事故も重なり特に被害の大きかった沿岸部の要援護者の支援が困難な状況に陥ってしまった。

②緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者及び在宅の身体障害者等に、緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応をとることができるシステムを整備する。「おりづる緊急通報センター」に設置してある緊急通報受信装置に通報があった時に、協力員に安否確認を要請する。

平成23年3月11日現在 貸与件数 1,142件

利用者4名が死亡

「おりづる緊急通報センター」に設置してあった緊急通報受信装置が津波で流失し、使用不能になってしまった。おりづる緊急通報センターは事業所を移転しで7月1日から事業を再開している。

5 災害時における要援護者支援の課題

(1)自助・地域(近隣)の共助

今回の大震災では多くの高齢者等の災害時要援護者の被害が目立った。

災害時要援護者は避難に支援が必要な状況に置かれ、地域における自治会・隣組等を中心とした地域(近隣)の協力が必要となるが、情報提供、災安否確認、避難誘導が十分に行われなかつた。災害時には個人の適切な行動が基本になるものの、普段からの近所付き合い、隣組や民生・児童委員等の連携による災害時要援護者の把握及び見守り等の支援強化が求められる。

(2)避難所における支援

被害が広範囲に及び、一度に多くの避難民が避難所に押し寄せ、避難所には要援護者と一般避難者が混在せざるを得ない状況になった。狭い空間での生活、寒さ、断水、風評被害による救援物資の不足など避難所での生活は厳しいものがあった。

市防災計画では、避難所で生活する災害時要援護者に対しては、災害時要援護者に考慮した部屋割り、障害者対応のトイレやスロープの設置(バリアフリー化)、医薬品や補装具、生活必需品の優先支給等や老人福祉センター等の施設について福祉避難所として指定する等の規定があるが実施が困難な状態で、災害時要援護者に対しては、医療チームの巡回診療、保健師、市職員及び地域包括支援センター職員が対応に当たったが避難所が多いうえ職員も限られ十分に対応できず、自宅に戻った人、他の避難所に移動した人や症状悪化で入院した人もいた。大規模災害に対応した避難所の運営マニュアル等を含む防災計画の見直しが求められる。

(3)福祉避難所の設置

今回の大震災で、宮城、岩手県内で約40か所の福祉避難所が開設されている。県内では、会津若松市、中島村、楢葉町に設置されたのみである。国は1995年(平成7年)阪神大震災で、避難所生活を強いられた高齢者等が疲労、ストレス、持病の悪化などで体調を崩す人が続出し、震災関連死も多数発生したことから1997年(平成9年)に導入し、事前に福祉施設などと協定を結び福祉避難所に指定しておくよう求めている。避難所での要援護者への対応の困難さを考慮すれば福祉避難所の設置が求められる。

(4)要援護者対策事業の再構築・強化

市で実施していた要援護者対策事業は、機能不全に陥ってしまいその役割を果たすことができなかつた。再度事業の見直しを行い制度の再構築・強化が求められる。

平成23年度 地域経済・福祉研究所 活動報告

講演等

- 講演 「池田思想のエッセンス」（創価学会）
講師 石井 英朗
- 講演 「震災復興と大学の役割」（全国私立大学教授会連合）
講師 石井 英朗
- 放送 「新年へのメッセージ」 FMいわき
石井 英朗
- 報告 平成23年度市民大学修了式
講師 福迫 昌之
- 講演 「復興のまちづくり—いわき地域の課題・展望ー」（勿来ロータリークラブ例会）
講師 福迫 昌之
- 講演 「経済特区によるいわきの再生」（いわき経済同友会）
講師 大川 信行
- 定期発表『TRAIL』（いわき未来づくりセンター刊）
執筆 大川 信行
- 「日本列島のたび：沖縄編」 中央台公民館市民講座
講師 秋葉 明

対外活動

- 国土交通省社会資本整備審議会道路分科会
委員 福迫 昌之
- 福島県都市計画審議会専門調査員「都市政策推進専門小委員会」
委員 福迫 昌之
- いわき市まち・未来創造支援事業評価委員会
委員長 福迫 昌之
- いわき市消費生活対策会議
会長 福迫 昌之
- いわき市地域情報化研究会
会員 福迫 昌之
- いわきヒューマンカレッジ
常任理事 福迫 昌之
- いわき商工会議所「いわき経済人塾」
アドバイザー 福迫 昌之
- いわき物産復興プロジェクトチーム
チーム長 福迫 昌之
- まちなかウェルカムチケット事業実行委員会
アドバイザー 福迫 昌之
- いわき駅前にぎわい創出協議会「復興まちづくり部会」
委員 福迫 昌之
- いわき市民コミュニティ放送番組審議会
委員長 福迫 昌之

- アカデミアコンソーシアム福島事業推進会議
委員 水田 健
- (財)日本地域開発センター
監事 大川 信行
- (財)都市化研究公室
理事 大川 信行
- (社)いわき産学官ネットワーク協会
理事 大川 信行
- 農業普及事業外部評価委員会（いわき農林事務所）
委員長 大川 信行
- いわき水道経営審議会
会長 大川 信行
- いわき市廃棄物減量等委員会
委員長 大川 信行
- 新・いわき市工業ビジョン策定委員会
委員長 大川 信行
- いわき地域農商工連携人材育成研修委員会（(社)いわき産学官ネットワーク協会）
委員長 大川 信行
- いわき都市圏総合都市交通計画推進協議会
委員長 秋葉 明
- いわき都市圏公共交通会議
委員 秋葉 明

執筆者紹介（掲載順）

- | | | |
|-------|------------------|----------------|
| 福迫 昌之 | 東日本国際大学経済情報学部教授 | 地域経済・福祉研究所 所長 |
| 山田 紀浩 | 東日本国際大学経済情報学部准教授 | 地域経済・福祉研究所 研究員 |
| 今野 久寿 | 東日本国際大学福祉環境学部准教授 | 地域経済・福祉研究所 副所長 |

地域【地域研だより】第6号

2012年2月20日 発行

発行者 東日本国際大学地域経済・福祉研究所
 〒970-8567 福島県いわき市平鎌田字寿金沢37
 TEL (0246) 35-0001(代)(内線461) TEL & FAX (0246) 25-8885(直)

印刷 株式会社ネクスト情報はましん
 〒970-8032 福島県いわき市平下荒川字諏訪下36-1
 TEL (0246) 25-0111(大代)